

まん延防止等重点措置の実施期間：令和4年1月9日（日）～1月31日（月）

1 重点措置区域の設定

感染の地域的な抑え込み、全県への拡大防止のため、中国地方では広島県と山口県の次の地域が、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「法」という。）に基づき、知事が協力要請等を行うまん延防止等重点措置区域（以下「重点措置区域」という。）として定められた。

【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、坂町 【山口県】岩国市、和木町

2 重点措置区域の住民、事業者への要請

オミクロン株の特性（感染伝播スピードが速い、感染例は飲食を起因とする割合が高い、感染者の半数はワクチン接種者等）を考慮すると、行動制限を含めた強い対策を直ちに実施する必要がある。そこで、中国本部は、広島県の「まん延防止等重点措置の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策」の要請に従い、当該実施期間内に重点措置区域で開催予定の行事については、下記□に示す対応を行うものとする。

（1）人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。
- ・ 特に20時以降の外出はさらに削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- ・ また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（1メートル以上、できるだけ2メートル以上）ことを心がけること。【全県共通】

イ 職場への出勤等【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ Web会議やテレワークの活用、休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を削減することとして実施すること。
- ・ 重点措置区域においては、住民に対して20時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人と人との接触を減らすこと。【全県共通】

【中国本部の対応方針】

- ・ 重点措置区域内で開催する会議や講演会（会場で集合視聴するWeb中継も含む）等はオンラインを基本とする。
- ・ なお、オンライン会議や講演会等の主催者として、やむを得ず事務局のPCを使用する場合は、最小限の人数（概ね5名程度）で抑え、20時までには終了する。
- ・ 懇親会（飲食を伴わない交流会も含む）や見学会は開催しない。
- ・ 事務局への移動は、できるだけ公共交通機関を利用せずに、徒歩・自転車・バイク・自動車を利用する。

(2) 他地域への移動の自粛【法第 24 条第 9 項に基づく要請】【全県共通】

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル 2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
 - ・ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
 - ・ これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更や Web 会議への切替えの検討などを行うこと。
 - ・ 重点措置区域と当該区域以外との往来は、最大限、自粛すること。
- ・ 中国本部の活動に伴う移動で、重点措置区域と当該区域以外との往来は、最大限、自粛する。